

## 幕末維新の動乱と街道

木部和昭(山口大学)

### 1, はじめに

#### (1)幕末維新期の動乱と街道 →図1

- ・街道の変貌：旅や商品流通の場→兵馬の行き交う舞台
  - 文久3年(1863)5月 関門海峡での攘夷決行
  - 元治元年(1864)8月 四国連合艦隊の下関襲来
  - 慶応元年(1865)1月 元治内戦(大田・絵堂の戦い)
  - 慶応2年(1866)6～9月 四境戦争(対幕府戦争)

#### (2)「山口移鎮」と交通体系の変貌

- ・山口移鎮・・・藩府(城下町)が萩から山口へ移転 →表1
  - 近世期の街道～城下町を中心に整備
  - 城下町の山口移転によって街道や交通体系はどの様に変貌したのか?

#### (3)石州街道 ←本講座で主として取り上げる街道、山口移鎮の影響大

石州街道(本道) 仏坂道 土床道 白坂道

※幕末維新の動乱(攘夷戦・内戦・対幕府戦)→街道はどの様な影響を受けたのか?

「通行統制」 「通行増大」

という二つの側面から取り上げてみたい

### 2, 石州街道の「通行統制」

#### (1)通行統制の内実

国内外に対する緊張関係と新藩府・山口の守衛に起因

→他国人の山口への立入を原則禁止(間諜・密偵の侵入を防止)

#### (2)文久3(1863)年の山口移鎮当初の状況

##### ①山口へ至る諸口の通行統制

萩往還の鯖山口(勝坂)、石州街道の小郡口・・・・特に重視→「関門」設置  
宮野、一ノ坂、鎧埜、陶埜、千切埜、吉敷大埜・・・・番所を設置

##### ②小郡口における関門設置

柳井田関門(6月) 関所の一種、軍事上の防御施設(「砲台関門」)

林光関門、国守関門(8月)～小郡から山口に至る石州街道の脇道も統制

##### ③石州往来ルートの変更 →史料1、史料2

石州街道本道の他国人通行を禁止

やむを得ない通行人：吉田→赤間関街道中道筋→萩→仏坂道→石州へ(監視付)

津和野方面から九州へ向かう幕府や諸藩の役人

野坂番所→蔵目喜村→萩→赤間関街道中道筋→吉田→下関へ

##### ④石州国境における通行取締施設

野坂番所(既設)、白坂・土床・仏坂に番所を新設

### (3)元治元(1864)年以降における通行統制強化

- ①国内外に敵を抱える危機的状況 →表 1
- ②関門・番所・口屋による通行統制の強化
  - 元治元年 6 月 一門八家および寄組士による関門警備部署の確定→表 2
  - 関門・番所・口屋の増設～特に山口周辺の警戒が厳重 →表 3
- ③新たな石州往来ルートの設定 →史料 3
  - 野坂口～徳佐村～徳地宰判（大原・小古祖）～宮市～山陽道
  - 明治 4(1871)年：他藩人の柳井田関門通行不許可→徳地経由を命令（「小郡本控」宰判本控 73）

### (4)通行統制の影響

- ①山口大神宮遙拝所（広田暢久、1992 年）
  - ・山口大神宮～永正 17(1520)年、大内義興が伊勢神宮を山口に勧進
    - 近世期には九州・中国地方からの「お伊勢参り」の対象
  - ・文久 3 年以降、石州街道の封鎖により参拝不能状態
    - 小郡宰判台道村（内宮）、同宰判下郷村（外宮）に遙拝所を設置して参拝させる
- ②通行統制(他国人の入国規制)と沿道住民
  - ・慶応 2(1866)年 10 月（四境戦争直後）、奥阿武郡宰判諸村からの出願 →史料 4
    - この地域は耕地に比して人口少→石州・芸州からの「春拵」人の労働力に依存
    - 石州国境の出入国差止めにより農業労働力の雇用に支障→津和野からの雇用を出願
  - ※通行統制が思わぬ形で沿道住民の生活にダメージを与えていた。
  - ※国境地域では思った以上に石州・芸州との行き来が頻繁で、街道を通じて藩領域を越えた経済圏が成立していたこともうかがえる。

## 3、石州街道の「通行増大」

### (1)激増する公用通行

- ・石州街道～新藩府「山口」へ通じる統治・行政の道へ転化
  - 各宰判・支藩に対する指令は山口から発せられ、報告や嘆願は山口へ送られる
  - 戦時には総司令部である山口城と前線の間を使者や諸隊が頻繁に往来

### (2)山口ー小郡間の通行増大と黒川宿の困窮

- ①下関における攘夷の決行（文久 3～元治元年）
  - 下関ー山口間での交通・通信量の激増→石州街道の小郡ー山口間はそのメインルート
- ②山口宰判黒川宿の位置～小郡と山口の中間の宿駅、非常時の「続飛脚」場の一つ
- ③悲鳴を上げる黒川宿 →史料 5

### (3)四境戦争石州口の戦いと奥阿武郡宰判地域の通行増大

- ①慶応元年 5 月 幕府長州征討軍に対する防衛部署確定 →史料 6
  - 石州口の主力・南園隊（定員 200 人）～生雲市に駐屯

②慶応2年5月 開戦直前 →史料6

南園隊が生雲を発して小川村土床口へ進出

須佐の益田親祥が北第一大隊（須佐益田家家臣団）を率いて仏坂関門の守備につく

北第二大隊（北前諸村に知行地を持つ給主家臣団で構成）が地福村に進出し野坂口を警衛

山口から土床口への増派

③石州口への出陣経路～「小郡津市より須佐迄之道筋」（注進案）

生雲村榎谷→地福村鷹ノ巣→生雲村市→生雲村田野→高佐村景川尻→高佐村本郷→福田村新田→弥富村市ノ台

※このルートของ宿駅に対して、慶応2年5月、以後五年間の人馬賃金を三倍増とする指令が出される（「御書付控」46）→軍事輸送に対応した措置

④同年6月 開戦

6.11 実質的指揮官の大村益次郎が第四大隊と共に土床口へ着陣

清末育英隊、装條銃第一・第二・第三大隊、精銳隊などの増派

6.15 石州益田に向けて進撃、翌16日に石州口の戦端が開かれる

6.17 益田攻略

⑤仏坂口の動向

6.15 深夜 北第一大隊・清末育英隊、田万川河口の湊・須佐より船で出撃

6.16 仏坂の残存部隊も陸路国境を越えて高津へ →益田の高津港へ侵攻

⑥野坂口・白坂口の動向

北第二大隊が津和野藩に圧力をかけ、滞在中の幕府軍監長谷川久三郎ら幕臣の引渡要求

⑦石州口戦の行方

7.15 大麻山の戦い 7.17 浜田落城 7月末までに石見銀山領を占領

旧浜田藩領→浜田宰判、旧石見銀山領→大森宰判 山口藩の支配下に置かれる

⑧戦後も続いた石州街道の通行増大

兵站線を支える機能→浜田・大森宰判の占領行政のための役人や飛脚の往来が頻繁

石州街道本道がメイン（←津和野藩による城下通行許可）

**(4)兵站線や交通通信を支えた奥阿武郡宰判の民衆達**

①慶応2年～明治元年「臨時人馬賃銀相欠仕出郡中括之前」（生雲村大谷家文書 228）

動員された膨大な人馬の内、賃金支払いのめどが立たないものの記録

頻出する「益田通夫」「土床雇夫」

②慶応2年12月「四境変動ニ付諸御割符物并諸仕出其外一件」（宇生賀村上村家文書 238）

宇生賀村に割り付けられた人馬動員の記録→他宿・他所への加勢が多い

南園隊や育英隊の器械送り夫、益田加勢夫、土床器械送り夫

「草鞋・干梅・馬沓・明松送り出物仕出帳」～行軍用の消耗品も提供

③負担額は？（「奥阿武郡宰判本控」宰判本控 122 より）

「去寅年（慶応2年）臨時御往返送り人馬、御軍事ニ付被召仕候賃銀」～銀 250 貫 938 匁余

これに対する藩の現銀支払い～69 貫 441 匁余

残額は石高に応じて別途徴収された上で清算（結局負担は諸村へ転嫁）

#### 4, おわりに

- ・石州街道：沿道民衆の生活の道、山陰と瀬戸内・九州を結ぶ経済の道  
→政治的・軍事的に利用され、本来の機能は著しく阻害される
- ・「通行統制」と「通行増大」という相反する要素  
経済効果をもたらすはずの他国商人やその荷物の往来は途絶  
負役である公用通行・軍用通行ばかりが増大  
→沿道諸村・民衆によって幕末維新期の動乱は支えられていた
- ・新城下町「山口」への影響  
通行統制・・・城下町となったものの領国経済の中心としてほぼ機能していない  
山口移鎮からわずか6年で県庁所在地となる→「日本一田舎の県庁所在地」の一因

#### 【参考文献】

- 『歴史の道調査報告書5 石州街道』（山口県教育委員会、2005年3月）  
総論編・第11章「幕末・維新期の石州街道」より  
広田暢久「山口大神宮台道・小郡遙拝所の建立」（『山口県神道史研究』4号、1992年）

図 1



表1 山口移鎮に関する略年表

年代	出来事
文久3(1863)年	萩藩主・毛利敬親、萩から山口へ移る(4月)。下関で攘夷を決行(5月)。藩庁の移鎮を宣言(7月)。八月十八日の政変。
元治元(1864)年	蛤御門の変において敗退(7月)。四国連合艦隊が下関を砲撃(8月)。幕府の第一次長州征伐により、毛利敬親は萩へ戻って謹慎(10月)。山口城は破却。
慶応元(1865)年	元治内戦により藩論が倒幕に転換。再び毛利敬親は山口に移り、山口が新たな城下町となる。(萩藩→山口藩)
慶応2(1866)年	幕府の長州征討軍との間で四境戦争が勃発(6月～9月)。
慶応3(1867)年	萩の諸役所が山口へ移転される。
明治元(1868)年	明治維新
明治4(1871)年	廃藩置県。山口県の設置。山口藩庁(山口城)に山口県庁が置かれる(県都山口の成立)。

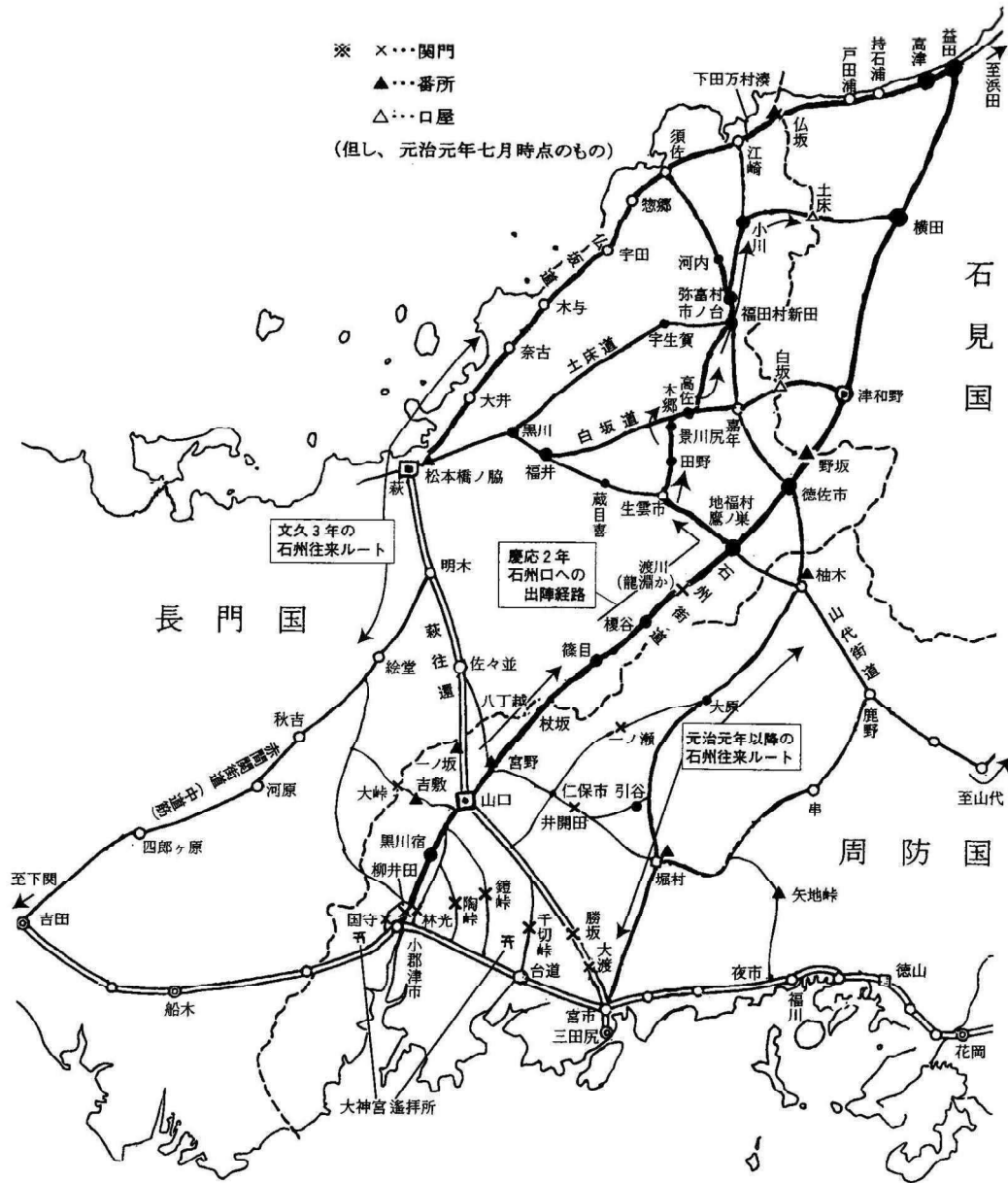


図2 幕末・維新期の石州街道関係位置図

表2 元治元年6月の関門とその警備

関門名	在所等	守衛担当
柳井田関門	小郡宰判下郷、石州街道入口	矢田中衛・冷泉五郎
林光口関門	同上	益田伊豆
国守関門	同上	宍戸備中
陶埜関門	小郡宰判陶村と山口宰判平野村境	佐々木式部
鎧埜関門	小郡宰判鑄銭司村と山口宰判平井村境	粟屋孫次郎・神村熊次郎・氏家彦十郎・祖式宗助・山田重作
千切埜関門	三田尻宰判切畑村と山口宰判小鱈村境	粟屋帯刀
勝坂関門	萩往還鯖山峠	平岡兵部・中谷茂十郎
大渡関門	萩往還佐波川渡船場(三田尻宰判下右田村)	毛利筑前
大埜関門	美祢郡宰判綾木村と山口宰判吉敷村境	口羽熊之允・乃美新之允・児玉四郎兵衛・秋里首門
井開田関門	山口宰判仁保下郷	国司主税
一ノ瀬関門	山口宰判仁保上郷	乃美山三郎
矢地埜関門	徳地宰判米光村	堅田健助
仏坂関門	奥阿武宰判下田万村・石州境	益田右衛門介
渡川	奥阿武宰判生雲村・石州街道要衝	福原越後

【典拠】「忠正公伝」17編第2章5項(両公伝史料1596、山口県文書館所蔵)

表3 元治元年7月石州街道関係の関門・番所・口屋

宰判	種別	名称
当島宰判	番所	松本橋ノ脇・明木市・河添須崎・中渡
	口屋	松本、小畑、霧口、大屋、玉江、夏木原
奥阿武郡宰判	番所	野坂
		仏坂
	口屋	白坂 土床
小郡宰判	関門	柳井田、林光、国守
	番所	津市、丸尾崎
山口宰判	関門	千切埜、鎧埜、井開田、一ノ瀬
	番所	一ノ坂、吉敷村大埜、宮野村
美祢宰判	関門	大埜
三田尻宰判	関門	勝坂
同上右田領	関門	江良
	番所	大井谷、佐波川(大渡)
徳地宰判	番所	柚木
		堀村
		矢地埜
不明(奥阿武郡か)	関門	龍淵(生雲村御堂原か)

【典拠】毛利家文庫・諸省238「諸取集記録二」、山口県文書館所

【史料1】

六月十六日（文久三年）

防長内より石州へ他国人通行の件を規定せる左の如し

一防長より石州へ他国人通行之儀、道筋差問之趣を以、当分堅く相断候様被仰付候二付、左之通被仰付候事

一馬関渡場番所ニ於て、他国人豊前より馬関へ渡候ハ、通行道筋相尋、石州へ通行候ハ、非常之時節道筋駄々差問有之候二付、通行相断候段申聞セ、若無抛旨趣申立候而通行相願、其旨趣分明ニ候ハ、村々継送りにして地下人兩人差添、吉田・四郎ヶ原・河原・秋吉・繪堂・明木・萩松本口より仏坂御境迄送届候様被仰付候事

但於御城下者橋本番所より松本番所迄帯刀之者被差添候事

（中略）

一山口表へ他国より之御使者其外要用有之罷越候節ハ、小郡・宮市ニ而引請被仰付候事

一馬関より小瀬川御境迄本往還筋より萩へ入込候間道之儀ハ、其所引請之役所ニおゐて便利ニ随ひ締り方申付候様被仰付候事

一諸郡とも在任諸士中を始め、地下人迄前断之趣相心得、郷村へ他国人入込候ハ、御国法申聞、早速退去仕候様申付、若胡乱之者ニ候ハ、召捕候て其趣申出候様被仰付候事

但胡乱の者召捕掛ケ候節、手向ひ候ハ、切捨候而も不苦候事  
右之通組支配中へも内意相達候事

（毛利家文庫・館邸四二「山口移鎮記 二」山口県文書館所蔵）

【史料2】

七月十一日指令却下（この場合の却下は別紙を付して返却したとの意）

覚

防長より石州へ他国人通行之儀、道筋差問之趣を以、当分堅く相断候様被仰付候二付、馬関渡場於番所ニ他国人豊前方馬関へ渡候ハ、通行之道筋相尋、石州へ通り候ハ、非常之時節道筋駄々差問有之候二付、通行相断候段申聞、若無抛旨趣申立候而通行相願、其旨趣分明ニ候ハ、村

々継送りにして地下人兩人差添、仏坂御境迄送届候様被仰付、仏坂御境目方も本文之趣ニ準候様との事二付、左之通御問出仕候事

本書之通、尤朝鮮人送り届之儀ハ、是迄之通取計被仰付候事

一津和野境野坂口ニハ御番処御座候付、締り方仏坂同様被仰付儀ニ可有御座哉、彼所之儀ハ浜田・津和野御領等へ漂着之朝鮮人長崎表へ送り方之節、彼御領方守護人其外通行之儀ニ候処、是等之儀も通路相断可申哉、又ハ是迄之通り御国境方郡付役人其外被差出、山口通り順々送り方被仰付候儀ニ可有御座哉之事

本書之通

一同断公儀御役人并銀山より長崎表への飛脚且諸家様方九州辺へ御早使、又ハ堂上方諸大夫其外大社等へ代参ニ被差立候類之儀、旨趣分明ニ御座候ハ、地下人兩人相添、蔵目喜通り送り方仕候義ニ可有御座哉之事

此以下ニケ所番所建調被仰付、御中間之者可被差出置候事

一仏坂之儀者是迄口屋等之締り方も無之、御沙汰之趣付而ハ番所ニ而も被差建、御家人被差出候儀ニ可有御座哉之事

一白坂・土床ニケ所之儀も石州往還ニ御座候処、是迄締り方無之、如何可被仰付哉之事

本書野坂之儀者、御番所役人被差出置候儀ニ付、別段手子之者不被差出、地下人御用達之者一人可被差出候事

一前断野坂御番所之儀者、以前方御番所付之手子も無之候処、仏坂同様之取計被仰付儀ニ御座候ハ、御物送り場之振を以、手子之者ニ而も可被付置哉、左も難被仰付候ハ、地下人之内へ御用達一人被差出、相応之心附等被立下候而ハ如何可有御座哉之事

右之通御座候間、廉々御別紙を以被仰授可被下候、以上

六月

東郡奉行所

（前出「山口移鎮記二」）



【史料3】

當時勢ニ付於御國中他国人出入諸締り方左之通被仰付候

一小瀬川口方赤間関口江之本往還之外者、惣而他国人通行差留、尤両口と而も関門・番所ニおゐて此度京都之變動・馬関之戦争ニ而御国中人気不軽ニ付、万一之儀有之候而ハ不相濟候ニ付、通行相断候段申聞、其余無余儀断之趣有之候ハ、過書其外慥成証状有之候上、両口関門・番所方印鑑送状時付にして差出、宿々ニ而時付を取通行、左之宿々ニ而旅人宿取一夜宿差免、諸事嚴重ニ取捌仕候様被仰付候事

吉田宿・船木宿・小郡宿・宮市宿・福川宿・花岡宿・高森宿  
右之宿々ニ而旅人宿一軒宛相定置、其余者旅人止宿一切被差留候事  
一石州口之儀者野坂壺ヶ所ニ限り旅人通行被差免、通行筋得と承札、印鑑送り状等惣而前段之通取計被仰付候事

但道筋之儀者德佐方德地通り宮市江通行、旅人宿之儀者左之村々ニおゐて一軒宛兼而相定置、一夜宿差免諸事嚴重取捌被仰付候事

徳佐・大原・小古祖

(中略)

右之通被仰付候条、諸郡御代官所且諸関門・諸番所ニおゐて前書之筋を以取調、当節柄之儀ニ付別而嚴重相心得候様被仰付候事

元治元子ノ八月廿一日御手当方兼重讓藏方受取候事、二手ニして廻状出ス

(毛利家文庫・諸省二三八「諸取集記録二」)

【史料4】

政事堂勿紙「本書他国人入込之儀者難被及御沙汰事ニ候へ共、津和野御領之儀者引続之村方茂有之、従来春拵等罷越居候付、只今被差止候而者下地人無数之村方差聞之趣茂可有之ニ付、身元慥成者委數僉儀之上、彼ノ御領地下役人共方本書之地下役人共江送り状持參、且来着退去等猥之儀無之様於御代官所手堅取締被仰付候事」

御願申上候事

奥阿武郡諸村私共存内之儀ハ、從來人無数ニて芸石が入込候者留置候而、主無田地新百姓其外奉公人等召遣候処、近来出入被差留、年増人無数ニ相成、自然と作方手後レニ相成、田地余分所持仕候もの江者夫ニ応し足

【史料5】

役余分相当り、奉公人日用持之ものハ恩米好ミニ任せ不申而者雇人も無御座、弥増差間難洩出来仕候間、津和野在身元慥成もの之儀者入込奉公拵被差免被遣候ハ、自然ニ手数相増仕合可申候、尤他所人留置之儀者兼而嚴重ニ御沙汰筋も有之、已来之儀者人柄相改世話人育ニ仕らせ、地下役座承り置、万一故障出来仕候節者御厄害出来不仕様取計仕らせ可申候間、前断之趣被聞召上分偏ニ格別之御詮儀筋を以被逐御許容被遣候様乍恐奉願上候、此段宜敷被成御沙汰可被下候、以上

寅十月

庄屋 市川藤右衛門

(他に庄屋・小都合九名、以下省略)

大庄屋 大谷久七殿

(慶応三ノ明治四年「奥阿武郡宰判本控」、宰判本控一二二)

御願申上候事

一米拾五石八升

但目代役壺人壺石、人夫式拾三人々別四斗四升宛ニして拾石壺斗式

升、伝馬拾式疋々別三斗三升宛ニして三石九斗六升共ニ右之辻

右黒川宿去ル亥ノ春山口御引越已来、諸御道路多端之儀ニ御座候処、兼而定人馬恩米無数事ニ付宿役難相催之趣申出候処、格別之御了簡を以亥

九月より去寅八月迄三ヶ年之間年別前書之辻宛増恩米トして被立下難有仕合奉存候、然ル処根之御恩米人夫壺人日別■式合三勺八才余、伝馬

壺疋同断九勺九才余而已ニ而、何共難洩不少次第第二御座候付、重而恐多

御願ニハ御座候得共、亥ノ秋已来行形之通増御恩米被立下被遣候様奉而

歎出候間、何卒格別之御仁恵を以去寅九月より当卯八月迄之間被為對、

一ツ書之御米御下渡被仰付被遣候様奉願上候、此段宜敷被仰願被成御沙

汰可被下候、以上

(慶応三年)

卯ノ六月

目代 文右衛門

庄屋 池田兵左衛門殿

(慶応二ノ明治元年「山口宰判本控」、宰判本控六一)

【史料6】「大谷忠兵衛勤功録（抜粋）」

一 去丑（慶応元年）ノ五月方南園隊生雲屯集ニ相成就而者、諸仕構私（大谷久七）會計方同様心配仕、陣屋建調且調練場開調等ニ付而も、いづれも御惣管・書記座之御方申合せ、私氣付を以建調、小隊四棟并清末様御本陣之分老軒共ニ以上五棟、外ニ焚出場老軒いづれも私心配仕、去八月方当夏迄成就仕、南園隊屯集、後清末一大隊共ニ無支屯集ニ相成、夜白心配遂其節候事

一 丑ノ八月清末様当郡御願見ニ付、私共御附廻り、大庄屋トして被差出、山口御才判境迄出張御引請順々御附廻り仕、於生雲村者御目見被仰付難有、一件都合者相済奉遂其節候事

一 去ル丑ノ八月清末様御願在之節、私方御本陣ニ被仰付、畳表替其外御入目之内銀五百四拾五匁七分遂御馳走度御願申出候処、甚神妙ニ付願之通被仰付

（中略）

一 去ル寅（慶応二年）六月、石州口防禦トして精銳隊并ニ第壹第貳第參第四大隊、北第二大隊、御在住散兵御諸士中様、清末大隊、数日会所相詰、兵粮其外諸宿御仕揃、御進発之節者別而苦勞仕、其後御使役御往来御止宿等ニテも間無之様心遣、引続清末様御越被遊ニ付御引請トして被差出、一陣都合者相済と御帰山、於御本陣御目見をも被仰付難有奉遂其節候事

（生雲村大谷家文書一、山口県文書館所蔵）